

役員等報酬規程

第 1 条 (目的)

この規程は、社会福祉法人一志会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び 23 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給基準について定めるものとする。

第 2 条 (報酬等の支給)

役員等には、勤務形態に応じて、第 3 条に示す総額の範囲内で次のとおり報酬等を支給する。

- 2 第 3 条 2 項 (1) の勤務形態の理事の報酬総額の範囲には施設長給与を含むものとし、賞与を支給する。また、第 3 条 2 項 (2) 及び 3 項に定める勤務形態の役員等には賞与は支給しない。
- 3 第 3 条 3 項に定める勤務形態の役員等には総額の範囲内で次に定める報酬を支給する。

(1) (会議出席報酬) + (退職慰労金) = 非常勤役員等の報酬

第 3 条 (報酬等の総額の範囲)

法人の役員等に支給する報酬等の総額の範囲は次に示す勤務形態によって定め、その算定基準は「役員等報酬規程細則」の第 1 章 報酬等の総額の範囲の算定基準によって得た額を総額の範囲として次のとおり定める。

- 2 常勤の理事及び週一定時間勤務する非常勤理事の報酬の総額の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 施設長を兼務する常勤理事の報酬の総額の範囲は、17,500,000 円とし、(役員報酬) + (施設長給与) の合計額とする。
 - (2) 週一定時間勤務する非常勤理事の報酬の総額の範囲は、8,750,000 円とし、全額を役員報酬として支給する。
- 3 非常勤の理事、監事及び非常勤評議員の各年度の報酬の総額の範囲は、1 人あたり 900,000 円とする。

第 4 条 (役員等の報酬等の支給の算定基準)

法人の役員等に支給する報酬等の支給の算定基準は勤務形態によって、「役員等報酬規程細則」の第 2 章報酬等の支給の算定基準に定める。

- 2 前条第 2 項 (1) に定める勤務形態の報酬等の支給の算定基準は、「役員等報酬規程細則」第 3 条第 2 項に定める。
- 3 前条第 2 項 (2) に定める勤務形態の報酬等の支給の算定基準は、「役員等報酬規程細則」第 3 条第 3 項に定める。

- 4 前条第3項に定める報酬等の支給の算定基準は、「役員等報酬規程細則」第3条第4項に定める。

第5条(会議等出席報酬)

前条に定める報酬等のほか、次の報酬については下記のとおり定める。

- 2 法人運営に必要な会議に係る報酬は、「役員等報酬規程細則」第7条に定める。
 - (1) 監事の監査に係る報酬
 - (2) 運営協議会に係る報酬
 - (3) 経営会議に係る報酬
 - (4) 福祉サービス相談委員会に係る報酬
 - (5) 入居検討委員会に係る報酬
 - (6) その他法人の運営に必要な会議に係る報酬

第6条(費用弁償)

役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。

- 2 理事会、評議員会等に出席した場合の費用弁償及び監事が監査を実施した場合の費用弁償は旅費規程に基づき支給する。但し、施設長給与を受けている役員には支給しない。

第7条(退職慰労金)

法人の役員等に対し退職慰労金を支給し、その算定基準は役員等報酬規程細則第8条に定める。但し、施設長を兼務する理事には退職慰労金は支給しない。

第8条(報酬等の支払方法)

常勤役員等及び非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 2 報酬については、毎月25日としその他は職員給与規程に準ずる。又、常勤役員等の賞与については職員給与規程に順じて支給し、非常勤役員等には賞与は支給しない。
- 3 法人の役員等への退職慰労金は、任期の満了、辞任または死亡により退職後3ヶ月以内に支給し、死亡の場合はその遺族に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

第9条(報酬等の日割り計算)

新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

第10条(端数の処理)

この規程による、計算金額に1,000円未満の端数が生じたときには、切捨て処理を行う。

第11条(公表)

当法人は、この規程を以って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第12条(改廃)

この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年04月01日より施行する。

附則 この規程は、平成31年02月15日より施行する。

附則 この規程は、令和05年07月01日より施行する